

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第 卷三十二第

行發日一月九年五十正大

論叢

消費税に於ける砂糖税の地位教授 法學博士 神戸 正雄
 徳川幕府の財政について教授 經濟學博士 本庄榮治郎
 酒税の轉嫁を論ず助教授 法學士 汐見 三郎

時論

英國炭坑國有問題教授 法學博士 河田 嗣郎
 輸出信用保險制度創定の提案教授 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

農奴解放後於ける露西亞の土地問題經濟學士 吉川 秀造

雜錄

英吉利の商工立國政策助教授 經濟學士 八木芳之助
 造船船工場に於ける公傷率彦根高等商業學校 教授 經濟學士 岡崎 文規
 獨逸の勞働者銀行東京 經濟學士 楠見 一正
 失業と物價の變動經濟學士 菊田 太郎

法令

林業共同施設獎勵規則・自作農創設維持補助規則・乳肉卵共同處理獎勵規則

(禁轉載)

説苑

農奴解放後に於ける露西亞の土地問題

吉川秀造

一 緒 言

ロシアが現在に於ても農業國であり、農民の國であることは、單にその人口の八割以上を占むる者が農民であるのみならず、之が全國の九割五分の土地の上に農業を營める事實によつても認め得られる所である。勿論ロシアに於ても前世紀以來工業は大なる進歩をなし、都市も亦發達するに至りしと雖も、而も尙其國民生活に於ても又その經濟的及財政的狀態に於ても、依然農業が最も重要な地位を占めつゝある事に於ては變りはない。この點に於て過去に於るロシアの經濟的發達も一に農民の勞働力の上に築かれたものであり、將來に於けるロシアの運命も亦農民階級の向背による所極めて大なるものがあるであらう。而もこの農民は過去幾世紀の間、悲惨なる農奴制度の下に呻吟し、解放後も依然たる土地の缺乏と耕作方法の不完全との爲に、極めて窮迫せる生活を營みしものであつて、その間に革命的精神が漸次農民の間に成長し來りし事は一般によ

く知らるゝ所である。今土地問題が農村問題中重要な一方面をなす事は勿論であるが、ロシアに於ては其廣大なる土地も尙農民の人口を養ふに足らず、所謂土地の飢饉は近世ロシアに於ける最重要なる問題をなせしものである。近世ロシアの農業史に於て農奴の解放が劃期的なる一大事實たる事は勿論であるが、この解放以後の時代は之を三の時期に分つ事が出来る。第一期は農奴解放後一九〇六年の農業改革に至る間であり、第二期は之より一九一七年の革命に至る期間、第三期はそれ以後である。今本稿に於ては主として土地所有及土地使用の上より見て、この第一期に於る土地歸屬の状態の變遷を二三の統計的資料によつて大體する事がその目的である。

二 農奴解放と土地の分與

農奴解放以前に於ける土地所有階級は主として國家、皇室及地主(ドворяニヤン)の三者であつた。國家及皇室は歐露の土地の三分二を、地主は三分一を所有し、農民の大多數は農奴として此等の土地を耕作してゐた。農奴はアレクサンダー二世によつて解放せられたが、この解放は二の方面を有する。農奴の人格的解放及經濟的解放之である。前者に就て云へば、地主農奴は一八六一年二月十九日の法律、御料地農奴は一八五八年一月二〇日及五九年八月二六日の法律、國有地農奴は一八六六年一月一八日の法律により何れも身體の自由を與へられた。併し農奴に對して單に身體の自由を與へたのみにては、解放の意義を成さざる事は勿論であつて、必ず之に應じた經濟的解放を行ふ必要がある。かくて地主農奴はその人格的解放と同時に、御料地農奴は一八六三年六月二

六日の法律、國有地農奴は六六年一月二四日の法律により、何れも土地の分與が認められた。而も農奴解放のこの經濟的方面は極めて不徹底なるものであつて、眞實に農民を經濟的に解放するものではなかつた。即土地は從來の彼等の利益地面積を標準とし、一八五八年の人口調査による男子(年齢に關せず)を分配の單位として農民に分與せられしものであるが、而もその土地の所有權は尙舊主に存してたゞ使用權が永久に農民に與へられたのみであり、又之は個々の農民に對して與へられたるに非ずして、農民の屬するミルに對して總括的に與へられたのである。併し又之と共に他方に於て農民は賠償金を支拂つて分與地の所有權を獲得するを得、賠償金は國庫が一時負擔して四十九年賦に徵收する規定が存し、農民は之により土地を所有する事を得た。斯の如くにして農民に分與せられし土地面積及農民數は次表の如くである。而して一人當りの平均は國有地農奴の五・九六デナチン最も多く、御料地農奴の四・八一d.之に次ぎ、地主農奴は僅に三・三五d.である。之れ地主階級が農奴への分與地を能ふ限り少くして、自己の手に多くの土地を残さんと欲した結果である。

一人當り割宛面積	農奴種別	數	男子農奴總數(人)	其百分比	割宛地總面積(d)
一デシヤチナ以下	元地主農奴	1011	54999	5.5	54999
	元御料地農奴	151	34399	3.5	34399
	元國有地農奴	45	81577	81.9	53399
一 d. — 二 d.	元地主農奴	9355	132864	13.3	132864
	元御料地農奴	111	24600	2.5	24600
	元國有地農奴	144	36777	37.2	36777
			99333		99333

1) 詳細は W. G. Simkhowitsch, Die Feldgemeinschaft in Russland, Kapitel 31-33; 及 K. A. Wieth-Knudsen, Bauernfrage und Agrarreform in Russland, Kapitel 2, § 1.
 2) Hodskii, Zemlya i Zemelédétets. (露文) 第2卷、236頁及238頁の表による。
 3) 1 desyatina は我 1.1016町歩に當る。以下本稿に於ては d. なる略符を用ふ。

二 d. — 四 d.	元地主農奴 元御料地農奴 元國有地農奴	四七五〇 二九六 九七五	五四四二六七 三三三三四 二四八二一九	五三〇 三九〇 二二二	一六五七一七五 一八一六三〇 七六六〇〇
四 d. — 六 d.	元地主農奴 元御料地農奴 元國有地農奴	三三三〇 三三六〇 二一九〇	二二五三二四 三三八八八 三五九九八	三三三 三三三 三三八	一〇七七八三 一五五八九七 一六八四〇一
六 d. — 一〇 d.	元地主農奴 元御料地農奴 元國有地農奴	四三九 一〇〇〇 九二〇〇	四二〇〇元 一八三三七 二七三六七	四一 二〇三 二六三	三五九四四 三三〇九五 一〇四一四五
一〇 d. 以上	元地主農奴 元御料地農奴 元國有地農奴	七五 八五 三三六	六七四元 九一〇元 八三四九九	〇六 二一 八六	九〇六九七 三三七八 二八七二七五
合計	元地主農奴 元御料地農奴 元國有地農奴 其他の農奴	九四四 五五七 三六七 五九〇	一〇〇〇〇〇 九〇〇八 九四三〇 一八〇一七	一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇	三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三
總計		三九六五	三九六五元		一六五四四五

斯くて解放の結果ロシアの土地には國有地、御料地、公有地(教會、都市等の所有地)、地主私有地、農民私有地、農民共同地の種別を生じた。即前三者は農民に分與せし殘餘であり、農民私有地は賠償金によつて農民の獲得せし土地である。而て共同地は即農民に分與せられし土地にしてミルの下に共同耕作を營み、而も所有權は依然舊主の手に屬する事前述の如くである。

此等の土地の所有状態は解放後四五十年間に多少の變化を遂げた。その中、國有地、御料地、公有地は注目すべき變化なく特に擧げる必要を認めない。殊に國有地の如きは多く北方の森林沼澤地に存在し可耕地は僅にその二%を占むるに過ぎず、經濟的價值極めて僅少なりしものである。今試に他の土地との割合の變化を示せば左の如くである。

4) Oganowskii, Ocherki po ekonomicheskoi geografii S. S. S. R. (露文), p. 102.

	公有地(國有地、御料地、 <small>會地其の他を含む</small> 、 <small>敷</small>)	個人私有地	農民共同地
一八七七年(四九州に就ての調査)	四四・一%	二四・九%	三一・〇%
一八八八年(四六州に就ての調査)	四二・〇%	二五・〇%	三三・〇%
一九〇五年(五〇州に就ての調査)	三九・一%	二五・八%	三五・一%

此等公有地減少の理由は主として北方及東方地方に於て移民に分與せしが爲である。以下専らその變化の重要なりし私有地及共同地に就て觀察する。

三 私有地の變遷

私有地の所有者には貴族、僧侶、商人、小市民、農民等の諸階級を含むものであるが、先づ階級間に於ける所有地の割合を示せば次の如くである。¹⁾

	貴族	商人(會社所有を含む)	市民(共同所有を含む)	農民(同)	其	他
一八七七年(四九州の調査)	七八%	三二%	二〇%	七〇%	一〇%	
一八八七年(四六州の調査)	六三%	三三%	二九%	三一%	二三%	
一九〇五年(五〇州の調査)	五二%	二六%	三六%	三三%	三四%	

之に依ても明なる如く、解放後に於ても私有地の大部分を占める者は尙貴族階級であつたが、その土地は其後三十年間に三分一の減少を見た。政府の發表する所によれば解放以前に於て貴族は一、一六〇萬d(四四州に於る調査)を所有してゐたが、その中解放に際して農民に三三八〇萬

1) Oganowskii, 前掲書, p. 103.

2) Swedeniya o kolichestwe zemli i dworyan f 1861 i 1892 g. g. (露文)

d.を分與して七七八〇萬d.を残したが、一八七七年迄にかゝる貴族の土地は七〇一〇萬d.に、一八八七年には六五三〇萬d.(何れも四六州の調査)に、一九〇五年には五三二〇萬d.(五〇州の調査、四六州に於ては四九九〇萬d.)に減少した。今之が毎年平均の減少額を見れば次の如くである。³⁾

一八五九年——一八七七年……………	五一七千d.	一八九二年——一八九六年……………	七八五千d.
一八七七年——一八八九年……………	七四一千d.	一八九七年——一九〇〇年……………	九七七千d.

かゝる貴族所有地減少の原因は一に之を貴族の家計困難に歸する事が出来る。解放以前に於ても貴族は多額の負債を國家に負うてゐた。然るに解放によつて彼等は農奴掉取の道を失ひ、又穀物の輸出に於ても外國の競争に壓倒せられ、加ふるに彼等の浪費、家計の拙劣等の爲に愈々困難に陥り、止むなく自己の土地を賣却せざるを得ざるに至りしものである。而てこの土地を購入せし者は主として商人及農民であつた。次にこの二階級の土地所有状態を觀察して見よう。⁴⁾

解放後二十年間は「土地獲得の競争に於て資本が勞働に、即商人が農民に勝利を得た時代」である。解放後發生したるこの商人地主階級は一八七七年に於ては己に九八〇萬d.(商工業者の組合及會社を合すれば一一五〇萬d.)を所有せしに反し農民及農民團體は六五〇萬d.を所有するのみであつた。然るに次の年代よりはこの傾向は逆になり、一八八七年の調査(四六州)に於ては、商人所有地の増加は三三〇萬d.なるに對して、農民所有地は六九〇萬d.の増加である。更に次の年代即一八八七年——一九〇五年に於ては前者は三四〇萬d.、後者は一〇七〇萬d.の増加である。之によつて近時に至るに従ひ商人の土地所有は農民のそれに比して大なる差を生ぜし事は明である

3) Oganowskii, 前掲書, p. 103.

4) Yanson, Sawnitelinaya statistika Rossii (露文), 第2卷, 177頁。

が、而もかゝる現象は管に商人の土地購入額の減少によるのみならず、他方彼等の一旦購入したる土地を再び農民に賣却する額の増加による所が亦大である。今その割合は次の如くである。⁵⁾

商人階級の購入地面積に 對する賣却地面積の割合	商人所有地の毎年平均 増加額
一八六三年——一六八年	一二・九%
一八六九年——七四年	二五・〇%
一八七五年——一八〇年	四二・〇%
一八八一年——一八六年	五五・〇%
一八八七年——九二年	六二・二%
一八九三年——九八年	八四・二%
	四五萬d.
	三〇萬d.
	二〇萬d.
	一〇萬d.

即商人の土地賣却面積は年と共にその購入面積に對して増加し、従つて差引増加面積の歩合は漸次減少してゐる。この現象は彼等の土地獲得の動機が奈邊に存するかを明かにしてゐる。即彼等は決して農業經營を目的として土地を購入せしものに非ずして、單に土地を一の投機的事業の對象として所有するのみであつた。故に之によつて利益を得たる以上は、直に之を賣却せし事は當然の事である。オガノフスキ―教授は彼等が「貴族の土地を購入したる上、森林を伐採し農場を開いてその上に收益多き穀物を不斷に濫作して地方を涸渴せしめ、次に之を短期の借地として農民に貸與し、舉げ句にこの疲弊した土地を賣却すると云ふ惡辣」なる過程が「十年乃至十五年の間に行はれた事はこの數字によつて確め得る。」と云つてゐる。

次に農民の土地所有形態は極めて複雑である。元來前述の如く解放令によつて農民に分與せら

5) Oganowskii, 前掲書, p. 104.

6) Oganowskii, 前掲書, p. 105.

れし土地は、個人的に與へられしものでもなく又所有地として與へられしものでもなく、土地はミルの下に農民の共同使用地となりしものである。斯の如くんば農民の私有地は發生し得ざる譯であるが、他方に於て土地賠償法により農民は地主との協定により又は地主の一方的意思に基いて一定面積の土地を購入し得た。この賠償金は政府が一時支出して四十九年賦にて農民より徴收せし事前述の如くであるが、而もこの立替金の返納に就ては政府は農民所屬のミルに連帶責任を負擔せしめ、従つて農民は之を完納する迄はミルにより束縛せられて、獨立の土地所有者たるを得ざりしものである。解放令が土地を個人的に分與せずしてミルに對して共同使用權を與へた目的は主として此に存する。然るに又他方に於ては地主農奴間の自由意思に基く協定によつて、分與地の最大限面積の四分一だけは賠償金を要せずして即ち無償にて農民が之を受くることを得たものであるから、此方法によつて農民は直に獨立の土地所有者となり得た。之は一見地主に不利なるが如きも實際はかゝる面積の土地は到底一家の生計を支ふるに足らざる程のものであつて、地主がその所有地の一部を農民に分與せざるべからざる義務ある以上、彼は將來に於る土地の増價を考ふれば一時の損失を忍ぶも之を農民に無償分與する事の反て得策なる場合もあつたのである。而て又この無償の名に眩惑されて之を希望した無智なる農民も多くあつた。その數は一八六四年より七七年迄の間に六四〇三八〇人を數へる。斯の如くにして解放直後に於ても已に農民の私有地を生ぜしものなるが、その全分與地に對する割合は一八・六%にして殘部はミルの共同使用地であつた。然るに農民は其後年々引續いてかゝる土地賠償法によらずして土地を獲得した。

- 7) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 36
8) Simkhowitsch, a. a. O. S. 252
9) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 35

即之は商人階級と共に貴族の賣却する土地の購入によるのである。その商人に對する購買の割合は上述の如くであるが、後者の購買量の年々減少するに反して農民の夫は絶えず増加した。今農民の購入したる毎年平均の土地面積を示せば次の如くである。¹⁰⁾

一八六〇年代……………	九一五〇d.	一八八〇年代……………	四三八〇〇d.
一八七〇年代……………	二六三〇〇d.	一八九〇年代……………	七三〇〇〇d.

農民の土地購入を刺戟した原因としては解放後に於て農産物の價格の騰貴せし事、一八八五年の勅令により賠償額の輕減せられし事、ロシアの一般的資本主義化の影響を受けて農民の個人的土地私有觀念の旺盛となれる事等も數へ得らるゝ所なるが、その最も重なるものは後に述ぶる所の農民人口の増加に伴ふミルの割宛地の缺乏である。故に上掲の數字は、土地私有の獨立農民が購入したる土地と、ミルの割宛地を利益する農民が割宛地の不足の爲に購入したるものを含むものと見做さねばならぬ。

併し又以上の農民中には上述の商人の場合と同様、一の投機的商品として土地を購入せし者も存した。元來農民なる階級には種々の内容を含むものにして半d.の土地しか有せぬ者もあり、又千d.以上を有する農民もあつた。一九〇五年の調査によれば農民の個人的土地所有者中の割合は左の如くである。¹¹⁾

(1)	五〇d.以下の所有者	三二・二%
(2)	五〇d.——二〇〇d.以下の所有者	二四・八%

10) Oganowskii, 前掲書, p. 105

11) Oganowskii, 前掲書, p. 105

- (3) 二〇〇d — 五〇〇d. 以下の所有者 一五・五%
- (4) 五〇〇d — 一〇〇〇d. 以下の所有者 九・九%
- (5) 一〇〇〇d. 以上 以下の所有者 一七・六%

今(1)の部類に屬する者を小所有者、(2)を中所有者、殘部を大所有者とすれば投機的な土地購入を行ひし者は多く大所有者(一部分は中所有者)である。故に之等の者は前述の商人の場合と同じく一旦購入したる土地を年々再び賣却した。次の表は農民の購入土地に對する賣却土地の割合を示すものである。

一八六三年—六八年	二一・〇%	一八八一年—八六年	四五・三%
一八六九年—七四年	二二・八%	一八八七年—九二年	五七・四%
一八七五年—八〇年	三七・九%	一八九二年—九八年	六三・三%

然らばこの賣却地の購入者は何者であつたか。元來農民の土地購入には三の態様があつた。個人的購入、共同購入(小農が組合を組織して購入するもの)、及團體的購入(ミルが購入するもの)即之である。而て個人的に土地を購入せし者は前述の如く、多くは富農であつて、小農は元より單獨に土地を購入する余裕なく、共同的或は團體的に購入せしものである。故に個人的土地所有と共同的及團體的土地所有との割合に於て前者の減少及後者の増加は或程度迄、自己の生活の爲に土地を獲得せんとする所の生産的勞働農民の優勝を示すものと見るも差支ないであらう。今之を數字によりて比較すれば次の如くである。¹²⁾

12) Oganowskii, Ocherki po istorii zemelinwikh otnoshenii f Rossii, (露文), p. 437
 13) Oganowskii, 前掲書, p. 438

	個人的土地所有	共同的及團體的土地所有
一八七七年	八八・三%	一一・七%
一九〇五年	五三・七%	四六・三%

更に兩者の毎年平均土地購入割合は次の如くである。¹⁴⁾

年	個人的土地購入		共同的及團體的土地購入	
	個人	共同	個人	共同
一八六三年—一八七七年	五・九%	四・二%	一八八三年—一八七七年	三・六%
一八六八年—一八七二年	五・五%	四・五%	一八八八年—一九二二年	三・五%
一八七三年—一八七七年	四・九%	五・二%	一九三三年—一九七七年	三・四%
一八七八年—一八八二年	四・九%	三・二%		三・六%

斯の如くにして一九〇五年の調査に於て農民の純粹なる購入土地（即土地賠償法に基く分與地の買収を控除して）は次の如くである。¹⁵⁾

個人的土地購入	一三二・四〇二五d.
共同的購入地	七六五四〇〇六d.
團體的土地購入	三七二九三五二d.
計	二四五九七三八三d.

之によつて見れば勞働農民（自作農）及半勞働農民の土地所有が漸次勢力を得來り、一九〇五年に於ては農民私有土地の半數を占むるに至りし事が認め得られる。又個人的所有地に於てもその一人當り平均が一八八七年の四五d.より一九〇五年の二六d.に低下せし事實は個人的所有地内に

14) Oganowskii, 前掲書, p. 436

15) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 42

16) Oganowskii, Ocherki po ekonomicheskoi geografii S. S. R. (前出). p. 106

於ける土地所有の懸隔の減少せる事を示すものと考へ得られる。

以上述ぶる如くにして解放後 ロシア に於ける私有地は漸次、貴族より商人へ、商人より農民へ、又農民中には富農より小農(自作及半自作農)へと順次に移動する傾向を認むるを得ると共に、又他面私有地が漸次に多數人に分割されて、一人當りの面積が縮小せる事をも知ることが出来る。即「私有地の民衆化及細分化」なる現象を認め得るのである。併し乍ら之はたゞ解放後半世紀間に於て現はれた一傾向に過ぎざるものであつて、かゝる傾向の存するの故を以て土地分布状態の健全なる事を想像するは大なる誤である。否かゝる傾向の存するにも拘らず尙一九〇五年に於ける土地の所有状態は、農民私有地一人當り二六・九d.に對して、貴族四九五・八d.、商人五六三・七d.と云ふ驚くべき差異を存したのである。今全私有地に就て土地歸屬の状態を次に掲げて如何に土地兼併の甚しかりしやを示さう。¹⁷⁾

一人當り面積	所有筆數	百分比	土地面積(單位千d.)	百分比
一〇d.以下	四〇六六四	五四四%	一六五・二	一九%
一〇d.——五〇d.	三〇九二	三七八%	四九七・〇	五七%
五〇d.——一〇〇d.	四四七	五九%	三三九・九	三八%
一〇〇d.——五〇〇d.	六二六	八・一%	一四六・六	一六・四%
五〇〇d.——一〇〇〇d.	三九六	一九%	九八・三	一一・四%
一〇〇〇d.——一〇〇〇〇d.	一三三	一七%	三三六・六	三六・六%
一〇〇〇〇d.以上	九七	〇・一%	一〇七九・五	一二・二%
合 計	七五六一	一〇〇・〇%	八四六四・〇	一〇〇・〇%

17) Oganowskii, Ocherki po istorii zemelnuikh otnoshenii Rossii, S. (前出) P. 439
 18) Blank, Die Landarbeiterverhältnisse in Russland seit der Bauernbefreiung, S. 27

即約三分二の土地は千デシアチン以上の大所有に屬してゐる。而もこの調査には所有筆數のみを示して所有者數を示してゐないが、事實一人が數筆の土地を所有することは(就中貴族に於て)稀ではないから、土地の集中は尙之よりも甚しいものがあつたと云はねばならぬ。

四 共同地の變遷

ロシアに於ける土地所有の形態として今一の重要なものがある。即ミルの下に共同耕作制度の行はるゝ共同地之である。之れ農奴解放の際分與せられし土地にしてロシア農民の絶對多數が之により農耕を營めるものである。併し乍ら形式上より云へば解放直後に於て之を重要な土地所有の一形態と考ふるは誤である。何となれば前述の如く共同地なるものは解放に際してミルに對してその永久使用權を與へられし土地であり、従つてミルは尙依然としてその舊主に對して用益料を納付しなければならなかつた。又土地賠償法により農民はかゝる土地を購入し得るも、而も賠償金の完納迄はミルの統制の下にありて獨立の所有者たり得ざりし者である。然るに元地主農奴に對しては一八八一年一月二八日¹⁾より、元國有地農奴に對しては一八八六年六月一二日²⁾より、何れも土地の賠償が強制的となり、前者は四十九年賦、後者は四十四年賦にて賠償金を政府に納入すべき事となつた。(註)(元御料地農奴のみは解放と共に賠償が強制的となつた。)而て之によりミルは從來の舊主と全然絶縁する事となり、たゞ政府に對して賠償金納付の義務を負ふのみとなつた。即ち一八八一年——一八六六年迄はミルは舊地主或は國家の小作人であり、ミルの農民

1) 1883年1月1日より實施、
 2) 1887年1月1日より實施、
 3) 1863年1月26日の法律による。

はミル内に於る永小作人なりしが、この時以後ミルは分與地の所有者となり、ミルの農民は(割替毎に移動する)割地の所有者となつたのである。⁴⁾斯くて實質上の相違はないとしても形式上ミルは一八八三年乃至八七年以後重要な土地所有者の一形態となつたのである。

(註) その後一九〇五年三月の勅令により、賠償金の延滞に關するミルの連帶責任は免ぜられ、従つてミルの農民は移轉の自由を得、又同年十一月の勅令により、賠償未納金の納付は免ぜられた。

ミルは土地に對する平等權、負擔の連帶責任、土地の割替等をその本質となすものであつて、解放後と雖も大なる變化を認めないのであるが、その組織、經營等に就ては自づから本稿の問題外である。

共同地は解放後公有地の移民への分與其他の理由で多少の増加を見たが、その變化は重要ではない。本稿に於て問題とすべきは共同地内に於る土地の缺乏及集中の二現象である。

共同地に於ては解放後年々の人口増加の爲に之に比例してたゞさへ狭小なる割宛地の面積は益々縮小して大多數の農民は自己の割宛地よりの生産物を以てはその生計をも維持し得ざるの狀態となつた。即一八七七年に於て八四二八三七八戸なりし農家數は一九〇五年に於ては一一九二四二二三二戸に増加し、従つて一戸當りの割宛地は一三d.より一〇d.に低下した。⁵⁾かくて一九〇四年出版の一書によれば農民の中自己の生産物の幾分を賣却し得る者は僅に八・九%に止り七〇・七%は自己の割宛地よりはその生計を支ふる丈の農産物をも生産するを得なかつたと稱せられる。左に掲げる一人當りの割宛面積の變化は如何にその程度の甚しかりしを最も明に示すものであら

4) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 36

5) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 42

6) Geoffrey Drage, Russian Affairs, 1904. p. 96.

う。7)

黒土地帯		非黒土地帯	
小ロシア地方	一八〇〇年	バルト海地方	一八〇〇年
西南地方	一八〇〇年	中央工業地方	一八〇〇年
中央農業地方	一八〇〇年	北部地方	一八〇〇年
中ソオルガ地方	一八〇〇年	東部地方	一八〇〇年
新ロシア地方	一八〇〇年	東部地方	一八〇〇年
低ソオルガ地方	一八〇〇年	西部地方	一八〇〇年
(東南地方)	一八〇〇年		一八〇〇年
			一九〇〇年

之によつて見れば土地肥沃にして人口稠密なる黒土地帯に於て殊に割宛地の小なるを知り得られる。

かゝる土地缺乏の對策として政府は主としてシベリア其他への國內移民を奨励し、農民は貴族其他の私有地を購入した。併し乍ら移民の數は遙に人口の増加に及ばず、又土地の購入もその量に於て到底土地の缺乏を補ふに足らざりしのみならず、土地の個人的購入者は大抵共同地内の富裕者に限られ、中小農は土地の缺乏に苦しみ乍らも之を購入する餘力は元より之れ無かりしものである。

以上の如き總體的の土地缺乏の外に共同地農民の間に於て土地の集中、貧富の懸隔を生じた。共同地内に發生した經濟的階級は之を次の三種に大別することを得る。

(a) 富農 一戸に就き一五d.以上の土地と二頭以上の馱馬を有する者であつて彼等は自己の經營によりて一家の生計を充分に維持するのみならず、尙賃銀勞働者を雇備して農業經營を行ふも

7) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 40 の表による。
 8) Wieth-Knudsen, Kapitel 2 § 2; 及 Simkhowitsch, Kapitel 36
 9) Simkhowitsch, a. a. O. SS. 321—。

のである。彼等は俗に「クラーキ」(Кулак)¹⁰⁾と呼ばれその数は極めて少数であつたが、前述の個人的土地購入をなす者は殆ど皆この階級であつた。

(b)、貧農 五d.以上一五d.以下の土地を有する階級にして大多數の農民は之に屬し、彼等は自己の土地が生計を維持するに足らざるか、或は自己の土地を利益して尙勞働力に餘剰を生ずるにより副業として多く他人の土地を小作するか、或は自己が家内工業(クスタリ)を營むか、又は農業勞働者として賃銀を得る者である。

(c)、無産階級 家畜を所有せず、五d.以下の土地を利益するか又は全然土地をも所有せざるものにして、賃銀勞働によりて生計を維持する者である。

而て以上の如き農民の数はイリイン(レーニン)の著書(11)によれば、一八九七年に於て、家族員を含めて富農階級は一九四〇萬人、家族を養ふに足る丈の土地を有する階級二九一〇萬人、其他の土地無産者階級四八五〇萬人であり、又フィン・エノタエフスキーによれば第一の階級は一六〇〇萬人、第二は二四〇〇萬人、第三は五三〇〇萬人であると云ふ。

共同地に於ては農民の土地に對する權利は平等なるを本則とするにも拘らず、尙かゝる階級的分化を生ぜしは如何なる原因によるか。思ふにこれには三つの重なる原因がある。其一は解放の際に於て發生せる不平等である。即前述の如く地主農奴、國有地農奴、御料地農奴の種別に從つてその分與地の面積の大小及租稅負擔の程度に差等ありしのみならず、無償にて分與地の四分の一を受くるに満足せし農民も多くあり、又家内奴隷は解放に際して全然土地を分與せられなかつ

10) Kulak は「拳」と云ふ意味を有する露語にして轉じて「抜買者」「買占者」等の字を有す。
11) Hin, Razvitie kapitalizma v Rossii, (Kulcziski, Geschichte der Russischen Revolution, Bd. III, S. 349 に引用す)
12) Finn Jenotajewski, Sowremennoe hozhaistvo v Rossii (露文), p. 504-505. (同上)

た。更に又農民が年々納付すべき租税及割宛地の賠償金の納入はミルに對して連帶責任を負はしめし故に、ミルは自村の農民中貧困にして到底租税と賠償金を納付し得る見込なき者に對しては土地を割宛てずして之を他の農民に與へるものがあつた。斯る事實は中部及東部地方に屢々行はれし所であつて、サマラ州に於ては全農民の一四%は斯の如き割宛地なき農民なりしと云ふ。¹³⁾此等の者が漸次土地無産階級を構成する主要素となりし事は明である。第二は家族員數の多少である。ミル内に於る土地割替は、解放後多く男子の數を單位として行はれしのみならず、次第に又家族内の消費者數によつて行はるゝ事も多くなつた。斯て多くの家族員を有する家は多くの割宛地を受ける事となつたのであるが、而も割宛地の面積は一般に小にして彼等の勞働力は餘剰を生ずるのが常であつたから、その餘剰勞働力を以て私有地の小作を行ひ或は副業を營む等により漸次富を蓄積するに至りしものである。第三は經濟生活の變動である。解放以後ロシアは一般に漸く資本主義的經濟時代に入り、之と共に農村に於ても自然經濟より貨幣經濟に推移したが、この經濟生活の過渡期にあつて之に順應するを得ざる農民は多く無産階級に墮ち、又この潮流に巧に乗じた者は漸次富を蓄積した。以上の如き原因により大體貧富の懸隔を生じたものと思はれるが、一旦多少の資本を蓄積せし者は之を利用して漸次大規模の集約的農業を營み、進歩せる農具を使用し、又私有地を購入し、或は貧者に對して高利を以て金を貸付たりして益々多くの富を蓄積せしものである。而てロシアの如き農民國に於て當時已にかゝる多數の農民無産階級を包容せし事は纏て一九〇五年の農民一揆勃發の素地を作れるものであり、又延いては後の大革命の危機

13) Geoffrey Drage, 前掲書, P. 94.

を胎めるものと云ふことを得るであらう。

今以上の事實に對する補遺として左に一九〇五年に於る一戸當りミルの割宛地(四七州)の數字を示すことにする。

一戸當り平均割宛面積	ミルの數	其百分比	戸數	其百分比	總面積(單位千d.)	其百分比
一d.以下	三七五	三・二%	三三六七	一・九%	一三・一	〇・二%
一d.——	四八八	二・五%	三四三三	二・九%	五四四	〇・四%
二d.——	六九〇	四・〇%	六〇七六	五・二%	一五四五	一・三%
三d.——	五d.	三・九%	一六九二	一四・〇%	六八四八	五・六%
五d.——	一〇d.	三・九%	五七六三	四・五%	三七四・五	三・三%
一〇d.——	二五d.	六・七%	三三八三	二・九%	五二五・六	四・七%
二五d.——	五〇d.	一〇・〇%	四二〇〇	三・五%	一三九六・五	一二・二%
五〇d.——	一〇〇d.	〇・六%	〇・三	〇・七%	五三・四	四・五%
一〇〇d.以上	三〇	〇・二%	九四二	〇・二%	三五四・三	三・〇%
計	一四四六	一〇〇・〇%	二五八三	一〇〇・〇%	二九六九・九	一〇〇・〇%

これ以外に約二二〇萬戸の農家(全戸數の約一五%)は土地の割宛を受けなかつた。その中には勿論少數の地主を含むけれども大多數は農業勞働者及小作人であつた。

以上が解放以後農業改革に至る間の土地所有状態の概要であるが、この四十年間の移動の結果一九〇五年に於る土地歸屬の状態は次の如くである。¹⁴⁾

國有地 一三八〇八六・二千d.

三四・九%

説苑 農奴解放後に於ける露西亜の土地問題

第二十三卷 (第三號 一二七) 四七七

14) Blank, a. a. O. S. 30
15) Blank, a. a. O. S. 26

御 料 地	七八四三・〇千d.	二・〇%
其他の公有地	八七六〇・三千d.	二・二%
農民共同地	一三八七六七・六千d.	三五・一%
私 有 地	一〇一七三五・五千d.	二五・八%
計(歐露全面積)	三九五一九二・六千d.	一〇〇・〇%

尙右の中私有地内の分布は次の如し¹⁰⁾

貴 族	五三四一一・一千d.
商 人	一六八八八・一千d.
農 民	二四五九七・三千d.
市 民	三六六二・五千d.
其 他	三四五九・〇千d.

以上の中國有地は主として歐露の北部及東北地方にあり、森林、ツンドラに覆はれて殆ど無人不毛の地である。この面積が全國有地の約九割を占める。又私有地は殊にバルト海沿岸地方、新ロシア地方、西南地方に多く、農民共同地は各地に存在するが、殊に多かりしはモスコ―工業地方及中央農業地方であつた。

五 土地使用状態

農業改革以前に於る土地所有の概略は以上の如くであるが、次に之を使用形式の上より見れば先づ前述の共同地は凡てミルによつてその構成員たる農民に平等又は均等に割宛てられ、彼等は

10) Oganowskii によつて計算す

殆ど皆その割宛地を自己及びその家族にて經營する自作農であつた。但強制賠償法發布以前に於ては彼等は法律上舊地主の永小作人たりし事は前述の如くである。然るに彼等の割宛地は一般に極めて狭小であり、又人口増加と共に益々不足を告ぐるに至つて、その過半数は彼等の生活を維持するにも足らざる状態なりしを以て、彼等は自己の余剰の勞働力を以て他の個人私有地、國有地及公有地等を副業的に小作する者が増加し、之に對して又地主階級の解放の結果農業勞働力の欠乏に苦しみ自己の土地を大部分農民の小作に委ぬることゝなつた。小作料は金納及物納共に行はれし所であるが、前者は主として小露及新露地方に行はれ、又後者は收穫の一部を納入するものと勞働を提供するものとの二形式を含むものであるが、此等は共に農民にも地主にも喜ばれずして漸次金納に代る傾向を生じた。¹⁾ 小作と相並んで又地主が農業勞働者を雇傭して自己の土地を耕作せしめる事も行はれた事は勿論なるが、而も彼等は殆ど皆不在地主たりし者なるが故に、多くの場合に於ては農業勞働者をして自身の農具家畜等を使用して任意の耕作を行はしめ、地主は之に對する報酬として或は一定の貨幣又は收穫の一部を支給し或は土地の一部分の私用を許す等の方法を探つたのである。²⁾ 斯くしてこの農民の借地は土地使用上最も重要な一方面であるが、之に關する全般的の資料に缺けてゐる事は遺憾とする所である。今二三の數字に基いてその大要を述べれば次の如くである。

一八八〇年の終迄に農民の耕地及牧草地の借地は次の如き面積に達した。³⁾

私有地の借地 一八六〇萬d.

- 1) Geoffrey Drage, 前掲書 99頁
- 2) Geoffrey Drage, 前掲書 97頁
- 3) Oganowskii, Ocherki po ekonomicheskoi geografii S. S. S. R. (前出), p. 107

國有地及御料地の借地	五二〇萬d.
其他(牧會地、俯院地、 都市所有地等)の借地	一八〇萬d.
合 計	二五六〇萬d.

尙此外に農民の森林及牧場の借地は約一千萬d.に達し之を合すれば三五六〇萬d.であつて、土地使用の點より見れば兎も角農民は共同地の外に其の約二割に當る土地を占有せしものである。この状態は土地面積の上に於ては其後極めて僅少なる變化を見たのみで殆ど變化なくして農業改革の時に及びしが故に、土地使用の上より見ればこの時期の終に於ては左の如き土地が自作及小作によつて農民の手に存したと云ふことが出来る。

共 同 地	一三八七〇萬d.
全農民購入地	二四六〇萬d.
借 地	三五六〇萬d.
計	一九八九〇萬d.

而て國有地の大部分は北方森林不毛の地にありて經濟上何等の意義を有せざること前述の如くであり、その殘部は凡て農民によつて小作せられしものなるが故に、この國有地を除外すれば全歐露の土地の中僅に五八三〇萬d.が地主階級の手によつて直接經營せられしものにして、農民占有的地の二割九分に過ぎない。

今かゝる借地人の全農民に對する割合及一戸當りの借地面積に就ての一般的統計を見出すを得ないが、左記の十六縣に就ての調査表はその大勢を語るであらう。

4) Oganowskii, Ocherki po istorii zemelinwikh otnoshenie f Rossii., (前出), p. 514-515 により計算す。

借地人の割合

一戸當り借地面積(十二縣の調査)

第一回調査(二八八七年) 第二回調査(二九〇五年) 増加割合

第一回調査 第二回調査 減少割合

三六%

三三%

二六%

三・八三d

三・九d

三九%

之によつても明なるが如く、借地人は漸次増加する傾向あるに反して、借地の面積は殆ど増加なきが故に、一戸當りの借地は漸次減少するの勢あり、結局借地も亦農民の土地缺乏を救ふに足らざりし事を推察し得られる。

六 結 言

以上を要するに、農奴解放の經濟的效果は一般農民の立場より見る時は寧ろ失敗であつた。農民は僅少なる土地を分與せられしが爲に従前の如き地主よりの生活の扶助を失ひ、其上重き租税の外に年々過重なる賠償金を而も貨幣によつて納付せざるべからざる事となつた。元來農民が從來苦痛とせし所は人格的隷屬よりも寧ろ物質的缺乏にあつた。故に經濟生活の緩和さへ得らるれば、その人格的隷屬の如きはまでも忍び得る所であつたであらう。然るに解放の結果は豫期に反して、彼等の經濟的苦痛は寧ろ以前に超ゆるものとなつた。解放後直に農民の暴動が各地に頻發した事はこの間の事情を語るものである。而も農民の割地面積は其後年と共に減少し、前述の如く農民の中年々の收穫を多少共剩し得る者は僅に八・九%にして、七〇・七%は土地の收益を以

てその生計すら支へ得ざるの狀態に至つた。

又他方に於て、解放の際地主の手に残つた土地の一部は窮迫せる貴族により年々賣却されて投機的商人の手に移り、更に又此等商人より利益を得て農民に賣却せられ、又農民間に於ても投機的富農より事實上土地を必要とする小農の手に移りし傾向を認め得らるのであるが、而も實質上之は土地が多數の小農に細分せられし結果となり、かゝる細小なる土地の増加によつては小農間に於ける土地の缺乏は毫も救ひ得ざるのみならず、反つて大地主階級と土地缺乏階級との間の懸隔を益々大ならしめしに過ぎざるものとなつた。

斯の如くにして大多數の農民間に於る土地の缺乏は今やロシアの社會制度に於ける抜くべからざる病根となり、纏ては一九〇五年末の全國的反亂の最大原因をなし、ひいては政府の農業改革斷行を促すに至りしものである。